



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 教育委員会規則

\*35 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

- 1374 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1375 " ( " )
- 1376 " ( " )
- 1377 " ( " )
- 1378 " ( " )

### ○ 教育委員会告示

11 平成18年度和歌山県立高等学校入学者選抜の実施

### ○ 公告

県有財産売却公告 (労働企画課)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山西警察署)

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第35号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月18日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の表中

田辺市	宮代小学校 東小学校 中山路小学校 福井小学校 甲斐ノ川小学校 近野小学校 請川小学校 本宮小学校 四村川小学校 三里小学校
	馬我野小学校 龍神小学校 大熊小学校 殿原小学校 三川小学校 富里小学校

1級
2級

紀の川市	鞆淵小学校 細野小学校
田辺市	宮代小学校 東小学校 中山路小学校 福井小学校 甲斐ノ川小学校 近野小学校 請川小学校 本宮小学校 四村川小学校 三里小学校
	馬我野小学校 龍神小学校 殿原小学校 三川小学校 富里小学校

1級
2級
1級
2級

那賀郡	鞆淵小学校 細野小学校	1級 2級
海草郡	国吉小学校 毛原小学校	1級 2級

1級
2級

を [ 海草郡 毛原小学校 2級 ] に改

め、同表有田郡の項中「北小学校」、「城山東小学校」、「安諦小学校押手分校」及び「五郷小学校」を削り、同表東牟婁郡の項中「妙法小学校」、「小口小学校」、「敷屋小学校」、「九重小学校」、「小川小学校」、「七川小学校」及び「七川小学校平井分校」を削る。

別表第1小学校の表中

田辺市	下山路中学校 虎東中学校 近野中学校 本宮中学校 三里中学校	1級
	龍神中学校	2級

を

紀の川市	瀬淵中学校	1級
田辺市	下山路中学校	1級
	虎東中学校	
	近野中学校	
	本宮中学校	
	三里中学校	
	龍神中学校	2級

に改め、同表那

賀郡の項を削り、同表東牟婁郡の項中「三尾川中学校」及び「七川中学校」を削る。

別表第1の2小学校の表中

田辺市	伏菟野小学校
	二川小学校

を

紀の川市	田中小学校高野分校	に改め、同表那賀
	桃山小学校	
田辺市	伏菟野小学校	
	二川小学校	

郡の項を削る。

別表第1の2中学校の表中

新宮市	高田中学校
那賀郡	桃山中学校

を

紀の川市	桃山中学校	に改める。
新宮市	高田中学校	

別表第1の3小学校の表有田郡の項を削る。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。ただし、別表第1小学校の表有田郡の項の改正規定、同表東牟婁郡の項の改正規定、別表第1中学校の表東牟婁郡の項の改正規定及び別表第1の3小学校の表有田郡の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

平成17年10月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ粉河店  
和歌山県紀の川市粉河762
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3

- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の所在地  
(変更前)和歌山県那賀郡粉河町粉河762  
(変更後)和歌山県紀の川市粉河762
- 4 変更の年月日  
平成17年11月7日
- 5 変更する理由  
市町村合併によるため
- 6 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
那賀振興局県民行政部地域行政課（和歌山県那賀郡岩出町高塚209）  
粉河町産業経済課（和歌山県那賀郡粉河町粉河412）
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成17年10月18日から平成18年2月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1375号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

平成17年10月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ貴志川店  
和歌山県紀の川市貴志川町神戸205-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の所在地  
(変更前)和歌山県那賀郡貴志川町神戸205-1  
(変更後)和歌山県紀の川市貴志川町神戸205-1
- 4 変更の年月日  
平成17年11月7日
- 5 変更する理由  
市町村合併によるため
- 6 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
那賀振興局県民行政部地域行政課（和歌山県那賀郡岩出町高塚209）

<p>貴志川町産業課(和歌山県那賀郡貴志川町神戸327-1)</p> <p>7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯</p> <p>縦覧期間 平成17年10月18日から平成18年2月20日まで</p> <p>時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>	<p>縦覧期間 平成17年10月18日から平成18年2月20日まで</p> <p>時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>
<p><b>和歌山県告示第1376号</b></p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成17年10月18日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>スーパーセンターオークワ有田川店</p> <p>和歌山県有田郡有田川町天満池ノ内407の1番地</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣</p> <p>和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更する事項</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(変更前)スーパーセンターオークワ吉備店</p> <p>和歌山県有田郡吉備町天満池ノ内407の1番地</p> <p>(変更後)スーパーセンターオークワ有田川店</p> <p>和歌山県有田郡有田川町天満池ノ内407の1番地</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>平成18年1月1日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>市町村合併による店舗名称変更のため</p> <p>6 届出等の縦覧場所</p> <p>和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)</p> <p>有田振興局県民行政部地域行政課(和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)</p> <p>吉備町産業課(和歌山県有田郡吉備町下津野2018-4)</p> <p>7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯</p>	<p><b>和歌山県告示第1377号</b></p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成17年10月18日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>オー・ストリート和歌山北バイパス店</p> <p>和歌山市平井154</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣</p> <p>和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更する事項</p> <p>大規模小売店舗の名称</p> <p>(変更前)オー・ストリート紀の川店</p> <p>(変更後)オー・ストリート和歌山北バイパス店</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>平成17年11月5日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>市町村合併による店舗名称変更のため</p> <p>6 届出等の縦覧場所</p> <p>和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)</p> <p>和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)</p> <p>7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯</p> <p>縦覧期間 平成17年10月18日から平成18年2月20日まで</p> <p>時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <p><b>和歌山県告示第1378号</b></p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更</p>

の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。  
 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、  
 「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の  
 氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4)  
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生  
 活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載  
 した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政  
 策局商工振興課に到着するように提出すること。  
 なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定によ  
 り公告し、縦覧に供する。

平成17年10月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 オー・ストリート紀の川井飯店  
 和歌山県紀の川市下井阪597
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代  
 表者の氏名  
 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
 和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項  
 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前) オー・ストリート打田店  
 和歌山県那賀郡打田町下井阪597  
 (変更後) オー・ストリート紀の川井飯店  
 和歌山県紀の川市下井阪597
- 4 変更の年月日  
 (1) 名称については  
 平成17年11月5日  
 (2) 所在地については  
 平成17年11月7日
- 5 変更する理由  
 市町村合併による店舗名称変更のため
- 6 届出等の縦覧場所  
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松  
 原通一丁目1番地)  
 那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町  
 高塚209)  
 打田町農林経済課(和歌山県那賀郡打田町西大井338)
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 縦覧期間 平成17年10月18日から平成18年2月20日まで  
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**教育委員会告示**

和歌山県教育委員会告示第11号

平成18年度和歌山県立高等学校入学者選抜を次のとおり  
 実施する。

平成17年10月18日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

第1 全日制課程・定時制課程

1 推薦入学

推薦入学は、専門学科及び総合学科で実施する。また、  
 普通科(募集定員を定めたコース(以下「コース」という。)  
 を含む。)においては、県教育長と協議の上、実施するこ  
 とができる。

(1) 出願資格

平成18年3月中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学  
 校」という。)卒業見込みの者のうち、当該学科を志望  
 する動機及び理由が明白かつ適切であること、当該学科  
 に対する適性、興味及び関心があること、学習成績及び  
 生活態度が良好であること等の条件を満たす者で中学校  
 長の推薦を得たものとする。また、県教育委員会の指定  
 を受けた高等学校においては、推薦入学者数の範囲内で、  
 特定競技スポーツに係る推薦枠を設けることができる。

(2) 推薦入学者数

ア 専門学科及び総合学科は、当該学科の募集定員の  
 50%を標準とする。ただし、高等学校長は、県教育長  
 と協議の上、学校・学科の特色及び実態に応じて推薦  
 入学者数を別途定めることができる。

イ 普通科は、募集定員の20%以内とする。ただし、単  
 位制及びコース別に募集定員を定める高等学校の校  
 長は、県教育長と協議の上、推薦入学者数を別途定め  
 ることができる。また、普通科において、複数の競技  
 でスポーツ推薦を実施する高等学校長は、県教育長と  
 協議の上、募集定員の30%を上限として推薦入学者数  
 を別途定めることができる。

(3) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとする。

平成18年2月7日(火)	午前9時から午後3時まで
平成18年2月8日(水)	同 上

郵送の場合は、「書留」とし、平成18年2月7日(火)  
 から平成18年2月8日(水)午後3時までの消印のあるもの  
 に限る(返信用封筒を同封)。

なお、その場合、志願先高等学校長へあらかじめ電話  
 連絡すること。

(4) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長  
 又は学校長に提出すること。

(ア) 推薦入学願

<p>(イ) 受検票 (ウ) 志願理由書 (エ) 確約書 (オ) スポーツ推薦志願書</p> <p>スポーツ推薦を志願する者のみ提出すること。</p> <p>(カ) パーソナルプレゼンテーション申告書 和歌山高等学校、有田中央高等学校清水分校又は日高高等学校中津分校を志願する者のみ提出すること。</p> <p>(キ) 実技検査等申告書 大成高等学校を志願する者のみ提出すること。</p> <p>(ク) 体育科実技検査申告書 和歌山北高等学校体育科を志願する者のみ提出すること。</p> <p>(ケ) 入学考査手数料 推薦入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をはること。</p> <p>イ 中学校長又は学校長は、次の書類を添えて志願先の高等学校長に提出すること。</p> <p>(ア) 推薦書 (イ) 平成18年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書(以下「調査書」という。) (ウ) 生徒成績一覧表</p> <p>(5) 面接、実技検査、作文及び小論文による検査、適性検査等</p> <p>ア 高等学校長は、受検者に対して、面接を行わなければならない。</p> <p>イ 高等学校長は、受検者に対して、実技検査、口頭による検査、作文及び小論文による検査、適性検査を実施することができる。ただし、体育科受検者に対して、体育に関する実技検査を行わなければならない。</p> <p>ウ 日時及び場所 (ア) 日時 平成18年2月15日(水)午前9時から (イ) 場所 出願先の高等学校</p> <p>(6) 合格内定の通知 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書及び合格内定通知書を中学校長若しくは学校長又はこれらの者の委任を受けた者に、平成18年2月21日(火)午前10時から当該高等学校において手渡すものとする。</p> <p>なお、合格者の発表は、平成18年3月22日(水)午前10時に各推薦入学検査実施校において一斉に行う。</p> <p>2 一般入学 一般入学は、原則としてすべての学科(コース)で実施する。</p>	<p>(1) 出願資格 出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 中学校を卒業又は平成18年3月卒業見込みの者 イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>(2) 学科(コース)及び募集定員 学科(コース)及び募集定員は、別に定める。</p> <p>(3) 志願校 志願者は、すべての学校・学科(コース)を志願することができる。ただし、出願は、1校1課程1学科に限る。</p> <p>(4) 課程及び学科(コース)の選択 ア 農業、工業及び商業に関する学科への志願者は、それぞれの学科内に限り第2志望まで出願することができる。また、普通科と専門学科(職業教育に関する学科を除く。)を併設する学校への志願者は、いずれかを第2志望として出願することができる。 イ 単位制による定時制課程への志願者は、同一校、同一学科に限り、昼間の定時制課程と夜間の定時制課程のいずれかを第2志望として出願することができる。</p> <p>(5) 出願受付期間 一般出願及び本出願の受付は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">一般出願</td> <td>平成18年2月27日(月)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月28日(火)</td> <td>午前9時から午後3時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本出願</td> <td>平成18年3月6日(月)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月7日(火)</td> <td>午前9時から午後3時まで</td> </tr> </table> <p>郵送の場合は「書留」とし、それぞれの締切日の午後3時までには到着したものに限り。</p> <p>なお、その場合、志願先高等学校長へあらかじめ電話連絡すること。</p> <p>(6) 出願手続 ア 一般出願 入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長へ提出すること。</p> <p>(ア) 入学願 (イ) 受検票 (ウ) 得意教科申告書 有田中央高等学校清水分校を志願する者のみ提出すること。</p> <p>(エ) 入学考査手数料 本出願時に、入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をは</p>	一般出願	平成18年2月27日(月)	午前9時から午後4時まで	平成18年2月28日(火)	午前9時から午後3時まで	本出願	平成18年3月6日(月)	午前9時から午後4時まで	平成18年3月7日(火)	午前9時から午後3時まで
一般出願	平成18年2月27日(月)		午前9時から午後4時まで								
	平成18年2月28日(火)	午前9時から午後3時まで									
本出願	平成18年3月6日(月)	午前9時から午後4時まで									
	平成18年3月7日(火)	午前9時から午後3時まで									

ること。

イ 志願状況の発表

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課、各市町村教育委員会において、一般出願に係る志願状況一覧表を平成18年3月1日(水)午前9時に掲示する。

ウ 志願先の変更

(ア) 志願者は、本出願にあたって、一般出願に係る志願先の高等学校や学科(コース)等を、一回に限り変更することができる(同一校における学科(コース)を変更しようとする者及び第2志望を変更しようとする者も含む。)

(イ) 志願先を変更しようとする者は、中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受け、入学願の「志願先変更」の欄に変更後の志願先等を記入する。また、受検票を新たに作成し、入学願及び受検票を中学校長へ再提出する。

エ 本出願

志願者は、志願先の変更を行った場合を除き、一般出願に係る学校・学科(コース)以外に本出願をすることができない。ただし、一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。

中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 調査書

(イ) 生徒成績一覧表

(7) 学力検査等

出願者は、平成18年度和歌山県立高等学校入学者選抜学

力検査等を受けるものとする。ただし、体育科に出願した者は体育に関する実技検査を、平成18年3月卒業見込みの者以外の出願者は面接を受けるものとする。

ア 検査教科等と配点

(ア) 検査教科等

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語・リスニングテストを含む。)とする。ただし、高等学校長は、県教育長と協議の上、学校独自の学力検査問題を作成することができる。また、学力検査の教科を1又は2教科減じて実施することができる。減じた学校・学科(コース)にあつては、当該教科の内容を踏まえた実技検査、口頭による検査、作文及び小論文による検査を実施するものとする。

(イ) 配点

各教科100点満点とする。ただし、高等学校長は、学科(コース)の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で配点することができる。

イ 検査期日と日程

(ア) 学力検査等

学力検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに集合すること。ただし、学力検査のほかに、面接、実技検査、口頭による検査、作文及び小論文による検査を実施する場合も、これに準じる。

期日 平成18年3月14日(火)

日程

a 県立高等学校(粉河高等学校定時制、南紀高等学校定時制、南紀高等学校周参見分校及び新宮高等学校定時制を除く。)

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

b 粉河高等学校定時制

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	作文	休憩	数学	(昼食)	口頭による 検査・面接	休憩	外国語 (英語)	

c 南紀高等学校定時制、南紀高等学校周参見分校及び新宮高等学校定時制

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	作文	休憩	口頭による 検査・面接	

<p>(イ) 体育に関する実技検査 体育に関する実技検査は、平成18年3月15日(水)午前9時から実施する。</p> <p>(ウ) 面接 南紀高等学校看護科及び南部高等学校龍神分校の出願者については、学力検査終了後、面接を行う。また、平成18年3月中学校卒業見込みの者及び(8)による成人特別措置を受ける者を除く出願者の面接については、学力検査等終了後、出願先の高等学校において実施する。</p>	<p>学校教育法施行規則第63条第5号の規定による高等学校入学資格認定検査については、平成18年2月2日(木)に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、平成18年1月27日(金)正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。</p>										
<p>ウ 検査場所 学力検査、面接、実技検査、口頭による検査、作文及び小論文による検査は、いずれも出願先高等学校(本校)で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者は、分校(定時制課程の分校に出願した者は本校)で行う。</p> <p>(8) 定時制の課程における成人特別措置</p>	<p>3 特別入学 特別入学は、連携型中高一貫教育校(古座高等学校、南部高等学校龍神分校及び星林高等学校)で実施する。</p>										
<p>ア 対象者及び内容 (ア) 満20歳以上の志願者(昭和61年4月1日以前に生まれた者)で、定時制課程成人特別措置を希望するもの (イ) 学力検査等に代えて面接及び作文による検査を行う。 (ウ) 調査書の提出を省略することができる。</p>	<p>(1) 出願資格 特別入学に出願できる者は、当該高等学校ごとに示した中学校を平成18年3月に卒業見込みのものとする。</p> <p>ア 古座高等学校 串本町立田原中学校、串本町立西向中学校、串本町立明神中学校及び古座川町立古座中学校</p> <p>イ 南部高等学校龍神分校 田辺市立龍神中学校、田辺市立下山路中学校及び田辺市立虎東中学校</p>										
<p>イ 申請手続 この特別措置の適用を受けようとする者は、入学願提出の際、定時制課程成人特別措置申請書に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接、志願先高等学校長に提出すること。</p>	<p>ウ 星林高等学校 和歌山大学教育学部附属中学校</p> <p>(2) 特別入学者数 募集定員内で別に定めるものとする。</p> <p>(3) 出願受付期間 出願受付期間は、次のとおりとする。</p>										
<p>ウ 検査期日と日程 検査期日は、学力検査と同一日とし、日程は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1556 758 1646"> <tr> <td>9:00</td> <td>9:25</td> <td>10:15</td> <td>10:30</td> </tr> <tr> <td>点呼入場</td> <td>作文</td> <td>休憩</td> <td>面接</td> </tr> </table>	9:00	9:25	10:15	10:30	点呼入場	作文	休憩	面接	<table border="1" data-bbox="869 1153 1428 1209"> <tr> <td>平成18年1月23日(月)</td> <td>午前9時から午後3時まで</td> </tr> </table> <p>(4) 出願手続 特別入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。</p> <p>(ア) 特別入学願 (イ) 受検票 (ウ) 確約書 (エ) 入学考査手数料 特別入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(2,200円)をはること。</p>	平成18年1月23日(月)	午前9時から午後3時まで
9:00	9:25	10:15	10:30								
点呼入場	作文	休憩	面接								
平成18年1月23日(月)	午前9時から午後3時まで										
<p>エ 検査場所 出願先高等学校(本校)で行う。</p> <p>オ 入学願等の交付 入学願・受検票・定時制課程成人特別措置申請書については、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課及び定時制の課程を有する高等学校において交付する。</p>	<p>(5) 入学者の選抜 ア 選抜方法 入学者の選抜にあたっては、学力検査及び調査書によることなく、面接等各高等学校が実施する簡便な方法により行う。</p> <p>イ 日時及び場所 (ア) 日時 平成18年1月26日(木)午前9時から (イ) 場所 出願先の高等学校</p>										
<p>(9) 合格者の発表 平成18年3月22日(水)午前10時に各検査実施校において一斉に行う。</p> <p>(10) 入学資格認定検査</p>	<p>(6) 合格内定の通知 高等学校長は、特別入学選考結果通知書及び合格内定通知書を中学校長又は委任を受けた者に、平成18年1月31</p>										

日(火)午前10時から当該高等学校において手渡すものとする。

なお、合格者の発表は、平成18年3月22日(水)午前10時に各特別入学検査実施校において一斉に行う。

4 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科(コース)については、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願資格は、2の(1)に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県立高等学校に合格している者及び追学力検査の受検を許可されている者を除く。

(2) 募集定員

募集定員一覧表は、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課、各市町村教育委員会において平成18年3月22日(水)午後3時に掲示するとともに、各中学校長に通知する。

(3) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとする。

平成18年3月27日(月)	午前9時から午後4時まで
---------------	--------------

(4) 出願手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長を経て、志願先の高等学校長に提出すること(全日制高等学校分校の入学志願者は、分校に提出すること。)

- (ア) 入学願
- (イ) 受検票
- (ウ) 誓約書
- (エ) 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をはること。

(5) 学力検査等

検査は、学力検査及び面接とする。ただし、高等学校長は、受検者に対して、実技検査、口頭による検査、作文及び小論文による検査を実施することができる。

なお、体育科に出願した者は、体育に関する実技検査を受けるものとする。

ア 検査教科と配点

(ア) 検査内容

総合問題及び面接とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

(イ) 配点

総合問題は、100点満点とする。

(ウ) 面接

イ 検査期日と日程

(ア) 学力検査等

学力検査等は、次の期日に実施する。

平成18年3月29日(水)

9:00      9:25      10:25      10:40

点呼入場	総合問題	休憩	面接等
------	------	----	-----

(イ) 体育に関する実技検査

体育に関する実技検査は、平成18年3月29日

(水)面接等終了後、実施する。

(6) 合格者の発表

平成18年3月31日(金)午前10時に各検査実施校で一斉に行う。

5 追学力検査

一般入学において、追学力検査受検許可書を交付した学校については、追学力検査を実施する。

(1) 受検資格

一般入学に出願し、やむを得ない事情により2の(7)に定める学力検査等を受けることができなかった者で、その事情を出願先の高等学校長に届け出て正当と認められ、追学力検査受検許可書の交付を受けたもの

(2) 学力検査等

学力検査等については、4の(5)に準じて行う。

6 定時制課程入学者許可の特例

就職決定又は職場着任の時期等のため高等学校教育を受ける機会を得ていない者で、定時制課程に入学することを希望するものに対し、「定時制課程入学者許可の特例」を実施する。

ただし、実施する学科は、第2次募集及び追学力検査後の合格者が、募集定員に満たない学科とする。

(1) 出願資格

出願資格は、2の(1)に該当する者のうち、就職決定又は職場着任の時期等のため、高等学校教育を受ける機会を得ていない者で、志願先の高等学校長にその事情を届け出て正当と認められたものとする。

(2) 入学許可の定員

入学許可の定員は、平成18年度募集定員に達するまでの人数とし、平成18年3月31日(金)に通知するものとする。

(3) 出願受付期間

出願受付の期間は、次のとおりとし、志願先の高等学校で受け付ける。

平成18年4月3日(月)	午後1時から午後5時まで
平成18年4月4日(火)	午後1時から午後5時まで

郵送の場合は「書留」とし、平成18年4月3日(月)の消印のあるものに限る。

(4) 出願手続



入学志願者は、4の(4)に準じて出願するものとする。

(5) 学力検査等  
 ア 学力検査等の期日は、平成18年4月5日(水)とする。  
 イ 学力検査等については、4の(5)に準じて行う。

(6) 合格者の発表  
 平成18年4月7日(金)までに本人に通知するものとする。

第2、通信制課程

1 出願資格  
 出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、特科生として特定の科目を履修しようとする者は、次に掲げる者以外のものであっても相当年齢に達しており、かつ、実施校の学校長が該当科目を履修することができる」と認めるときは、当該高等学校に出願することができる。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を卒業又は平成18年3月卒業見込みの者  
 (2) 学校教育法施行規則第63条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願者  
 和歌山県内に住所を有する者、その勤務地が和歌山県内にある者及びその他特別の事由により校長が適当と認める者

3 出願受付期間  
 出願受付期間は、次のとおりとする。ただし、郵送の場合は、「書留」とし、平成18年3月1日(水)から平成18年3月31日(金)までの消印のあるものに限る。

平成18年3月1日(水)から 平成18年3月31日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。)	午前9時から午後3時まで
--	--------------

なお、実施校の学校長がやむを得ないと認めた場合は、

平成18年4月14日(金)まで出願を受け付けることができる。

4 出願手続  
 入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出すること。ただし、平成17年3月中学校卒業見込みの者は、在学中学校長を経て、提出すること。

(1) 入学願  
 (2) 平成18年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書  
 ただし、平成12年3月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を添付するものとする。

(3) 和歌山県立高等学校入学志願者健康診断票  
 平成18年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者についてのみ、健康診断票を提出すること。

(4) 生徒成績一覧表は、省略することができる。

5 合格者の発表  
 平成18年4月6日(木)までに合格者に対し通知書を発送する。

6 その他  
 その他入学者選抜に関し必要な事項は、出願先の高等学校長の定めるところによる。

公 告

県有財産売却公告

県有財産(土地及び建物)の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年10月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札により売却する物件  
 以下の物件を入札に付し、売却する。

物件番号	区分	所在	地番	地目(構造)	地積(延床面積)㎡	予定価格(円)
券-1	土地	東牟婁郡那智勝浦町天満	803番2	宅地	3066.03	48,800,000
	建物	東牟婁郡那智勝浦町天満	803番地の2 (家屋番号) 803番2	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建旅館  (附属建物) ①鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建機械室 ②ブロック造スレート葺平屋建ブロッコリー庫 ③ブロック造陸屋根平屋建倉庫(未登記)	(公簿) 1120.98 (現況) 1574.60 65.19 6.00 30.96	

※ 建物の状況  
 建築年は昭和47年(平成元年一部増改築)で、耐震診断、耐震改修は行っていない。  
 平成13年9月30日に旅館営業を終了し、その後は未使用である。

※ 予定価格とは、和歌山県があらかじめ定めた最低売買価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 3によりあらかじめ、一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申込に関する事項  
 一般競争入札に参加しようとする者は、平成17年11月16日(水)までに所定の申込書により和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課へ一般競争入札への参加を申し込まなければならない(郵送による場合は、郵便書留によることとし、期日までに必着とする。)

4 契約条項を示す場所及び期間  
 (1) 場所  
 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

(2) 期間  
 平成17年11月7日(月)から平成17年11月16日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

5 入札説明書を交付する場所及び期間  
 4の(1)及び(2)に同じ。

6 現場説明を行う場所及び日時  
 1に示した物件につき、その所在する現地において、次の日時に行う。

現場説明を行う日時	備考(説明現場)
平成17年11月21日(月)午後2時	東牟婁郡那智勝浦町天満803番2

7 一般競争入札の場所及び日時  
 1に示した物件につき、次の日時及び場所において行う。

入札及び開札の日時	入札及び開札の場所
平成17年11月24日(木)午後2時	和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館2階金融相談室

8 入札の方法  
 (1) 入札書には、希望する買受金額を記入すること。  
 (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項  
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。  
 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。  
 (3) (2)の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により、契約保証金に充当することができる。  
 (4) (1)の場合において、入札に参加しようとする者は、金融機関が振り出した保証小切手(和歌山県内の手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたもの)を担保に提供して入

札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項  
 落札者は、平成17年12月8日(木)までに契約を締結し、同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

11 売買代金の納入  
 契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売買代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効  
 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法  
 (1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

14 その他  
 (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課  
 郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 電話番号 073-441-2790

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (3) 契約書作成の要否  
 要  
 (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
 否

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心

当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年10月18日

和歌山県和歌山西警察署長 源 中 徹

物 件 (種別及び数量)	拾 得 年 月 日	拾 得 の 場 所
現金6万円 その他商品券 (紙袋に在中)	平成17年9月10日	和歌山市元博労町 (施設内)